

新たな営業届出制度が始まります

食品衛生法改正により、これまで営業許可等の対象外であった営業者も、届出が必要となる場合があります。営業届出制度は**令和3年6月1日**から始まりますが、既存営業者は**令和3年11月30日まで**に届出が必要です。

届出対象となる業種の例

| | |
|-----|------------------------------|
| 製造業 | 精穀・製粉業、製茶業、卵選別包装業、菓子種製造業 など |
| 販売業 | 乳類販売業、豆腐販売業、野菜果物販売業、米穀販売業 など |
| その他 | 集団給食施設（直営で1回20食程度以上） など |

届出営業者に求められる遵守項目

◆ 食品衛生責任者の選任

調理師・製菓衛生師・栄養士等の資格を持っていない場合は、食品衛生責任者養成講習会の受講が必要となります。

◆ HACCPに沿った衛生管理の実施

衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録する必要があります。

※ 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業は別途GMPによる製造管理が制度化されたため対象外です。

届出対象にならない業種

◆ 改正後の営業許可業種

飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業など32業種

※ 但し、営業許可業種とは別に届出対象業種の営業を行っている場合は届出が必要です。

◆ 公衆衛生に与える影響が少ない営業（以下の5つの営業が該当）

- ① 食品・添加物の輸入業
- ② 食品・添加物の貯蔵・運送業（冷蔵・冷凍の倉庫業は届出対象）
- ③ 容器包装に入れられ、常温保存した場合に腐敗等による食品衛生上の危害発生の恐れがない食品の販売業
- ④ 合成樹脂を使用していない器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業

◆ 農業及び水産業における食品の採取業

問合せ先



新潟県

福祉保健部生活衛生課（TEL:025-280-5205）
または 最寄りの保健所

<参考>

営業届出業種（厚生労働省が日本標準産業分類を参考に29分類したもの）

改正前に許可業種であった営業

- ①魚介類販売業（包装品のまま販売）
- ②食肉販売業（包装品のまま販売）
- ③乳類販売業
- ④冰雪販売業
- ⑤コップ式自動販売機
（自動洗浄・屋内設置）

販売業

- ⑥弁当販売業
- ⑦野菜果物販売業
- ⑧米穀類販売業
- ⑨通信販売・訪問販売による販売業
- ⑩コンビニエンスストア
- ⑪百貨店、総合スーパー
- ⑫自動販売機による販売業
〔 ⑤コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
及び営業許可の対象となる自動販売機を除く 〕
- ⑬その他の食品・飲料販売業

製造・加工業

- ⑭添加物製造・加工業
〔 法第13条第1項の規定により
規格が定められた添加物の製造を除く 〕
- ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業
- ⑯コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）
- ⑰農産保存食料品製造・加工業
- ⑱調味料製造・加工業
- ⑲糖類製造・加工業
- ⑳精穀・製粉業
- ㉑製茶業
- ㉒海藻製造・加工業
- ㉓卵選別包装業
- ㉔その他の食料品製造・加工業

上記以外のもの

- ㉕行商
- ㉖集団給食施設（直営で1回20食程度以上）
- ㉗合成樹脂製の器具・容器包装の製造業
- ㉘露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
- ㉙その他

改正後の営業許可業種（32業種）

- | | | |
|--|--------------|--------------|
| ①飲食店営業 | ⑥集乳業 | ⑳みそ又はしょうゆ製造業 |
| ②調理の機能を有する 自動販売機により食品を 調理し、調理された食品 を販売する営業 〔 屋内設置等一定の要件 を満たす場合は除く 〕 | ⑦乳処理業 | ㉑酒類製造業 |
| ③食肉販売業 〔 包装品のまま販売 する場合は除く 〕 | ⑧特別牛乳搾取処理業 | ㉒豆腐製造業 |
| ④魚介類販売業 〔 包装品のまま販売 する場合は除く 〕 | ⑨食肉処理業 | ㉓納豆製造業 |
| ⑤魚介類競り売り営業 | ⑩食品の放射線照射業 | ㉔麺類製造業 |
| | ⑪菓子製造業 | ㉕そうざい製造業 |
| | ⑫アイスクリーム類製造業 | ㉖複合型そうざい製造業 |
| | ⑬乳製品製造業 | ㉗冷凍食品製造業 |
| | ⑭清涼飲料水製造業 | ㉘複合型冷凍食品製造業 |
| | ⑮食肉製品製造業 | ㉙漬物製造業 |
| | ⑯水産製品製造業 | ⑳密封包装食品製造業 |
| | ⑰冰雪製造業 | ㉑食品の小分け業 |
| | ⑱液卵製造業 | ㉒添加物製造業 |
| | ⑲食用油脂製造業 | |